

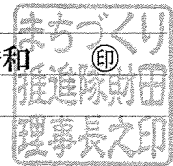
様式第16号(第12条関係)



平成28年4月26日

三豊市長 様

申請者	団体の所在地	三豊市財田町財田上2171番地 1
	団体の名称	まちづくり推進隊財田
	代表者氏名	理事長 秋山 秀和
	電話番号	0875-67-3790



地域内分権推進交付金実績報告書

平成27年5月7日付け三政田第 95号により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 実績報告額 9,238,561 円

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 決算監査報告書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録
- (5) 収支決算書
- (6) 全役員名簿
- (7) 事業年度末の定款又は規約
- (8) その他市長が必要と認める書類

平成27年度活動報告書

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

団体又は法人の名称

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

1 事業の成果

- 1、自治会連合会財田支部の事務、地区衛生組織連合会財田支部の事務、防犯灯管理
交通安全、野犬捕獲箱の取次ぎなどの移譲業務を行った。
- 2、財田幼教センターと協力し、子どもたちの情操教育向上の活動を行った。
和光中学校の生徒たちの活動の応援をし、伝えたい財田10ヵ所の絵はがきを作った。
農業を考える会等と共に、財田の農業振興の促進及び広報を行った。
まちづくり講演会などを行い、町民とのふれあい交流を行った。
文化財保護協会などの部会と共に、残したい財田の歴史の継承活動を行った。
まちづくり会員、自治会長ほかたくさんの方と共に、町内に桜の植樹を行った。

2 組織体制

総会員数 60人 (うち役員13人、役員以外47人) 平成28年3月31日現在

3 個別事業報告書-1

1

事業名	防犯灯管理		
事業内容	町内の防犯灯の維持管理を行い、不具合を修繕手配した。		
実施日時	平成27年4月～平成28年3月末		
実施場所	財田町内、事務局		
参加者・受益者	財田町民 (延人数 1178人)		
役務提供者	まちづくり事務局 (実人数 2人) (延人数 人)		
決算額	収入額	345,600円	支出額 345,600円
	内訳 受取交付金	345,600円	内訳 修繕費 345,600円

2

事業名	交通安全		
事業内容	交通安全を願い、街頭交通監視及び各種交通キャンペーンなどを行った。		
実施日時	平成27年4月～平成28年3月末		
実施場所	財田町内随所		
参加者・受益者	財田町民 (延人数 人)		
役務提供者	安管役員、交通指導員、公母一般、警察官、 高齢者交通指導員、自治会長、事務局 (実人数 60人) (延人数 150人)		
決算額	収入額	12,152円	支出額 12,152円
	内訳 受取交付金	12,152円	内訳 食糧費 11,360円 消耗品費 792

3 個別事業報告書-2

3

事業名	自治会連合会財田支部	
事業内容	自治会連合会財田支部に関する一切の事務を行った。(総会、役員会、研修会など) 11月17日 倉敷市消防防災センターへの視察体験研修を行った。	
実施日時	平成27年4月～平成28年3月末	
実施場所	事務局、財田町内、公民館、研修地	
参加者・受益者	役員会、総会、研修会、臨時総会	(延人数 2453 人)
役務提供者	理事長、副理事長、事務局、他	(実人数 8 人) (延人数 54 人)
決算額	収入額 170,000 円	支出額 170,000 円
	内訳 受取交付金 170,000 円	内訳 支払助成金 170,000 円

4

事業名	農業を考える会	
事業内容	財田の農業を元気にするために毎月定例会を開催し、農業従事者増加を図った。 財田への移住者を増加させるために、アグリイノベーション大学への視察研修を行った。	
実施日時	平成27年4月～平成28年3月末	
実施場所	財田町公民館、会議室、財田町内、京都	
参加者・受益者	会員	(延人数 236 人)
役務提供者	農業を考える会事務局	(実人数 2 人) (延人数 30 人)
決算額	収入額 218,066 円	支出額 218,066 円
	内訳 受取交付金 218,066 円	内訳 諸謝金 5,200 円 旅費交通費 193,680 円 消耗品費 3,570 円 食糧費 4,816 円 地代・家賃 10,800 円

5

事業名	広報活動	
事業内容	各種団体、学校等と情報共有し、「さいた活動カレンダー」を毎月発行した。 広報誌「まちづくり財田」2号を8月に、3号を平成28年1月に発行した。 11/30クリーン作戦を行い、12/13不法投棄防止啓発看板を1基設置した。	
実施日時	平成27年4月～平成28年3月末	
実施場所	まちづくり推進隊財田事務所、町内	
参加者・受益者	財田町民	(延人数 1200 人)
役務提供者	事務局 広報部会	(実人数 5 人) (延人数 69 人)
決算額	収入額 116,532 円	支出額 116,532 円
	内訳 受取交付金 116,532 円	内訳 消耗品費 33,480 円 印刷製本費 83,052 円

3 個別事業報告書-3

6

事業名	講演会の開催	
事業内容	※ 12/13（日）、にこにこ元気部会主催で、「健康・福祉」をテーマにして、地域の活性化と住民の交流のため、桂 こけ枝師匠を招聘し、独演会を開催した。 ※ 2/14（日）、ふれあい交流部会主催で、地域のふれあいと交流を目的に、大阪の劇団と地元のキッズダンスチームを招聘し、観劇と交流を行った。	
実施日時	平成27年12月13日（日）、平成28年2月14日（日）	
実施場所	財田町公民館 2階ホール	
参加者・受益者	財田町民（延人数 240 人）	
役務提供者	まちづくり推進隊 役員・事務局（実人数 14 人） （延人数 28 人）	
決算額	収入額 496,715 円	支出額 496,715 円
	内訳 受取交付金 496,715 円	内訳 諸謝金 121,370 円 消耗品費 3,609 円 印刷製本費 47,736 円 業務委託費 324,000 円

7

事業名	芸術士派遣事業	
事業内容	継続事業として、財田町の子どもたちに幼い頃から芸術に触れさせ、子どもたちの可能性を引き出すために、財田幼稚園と保育所に芸術士を派遣した。	
実施日時	平成27年4月～平成28年3月末	
実施場所	財田幼稚園、財田保育所	
参加者・受益者	幼稚園児、保育所児童、幼教センターの先生（延人数 152 人）	
役務提供者	アーキペラゴ所属の芸術士（実人数 1 人） 保育所 10回、幼稚園 11回（延人数 21 人）	
決算額	収入額 411,600 円	支出額 411,600 円
	内訳 受取交付金 411,600 円	内訳 業務委託費 411,600 円 円 円

8

事業名	自然観察同好会	
事業内容	財田の貴重な自然を観察し、理解し永く保全していくため、体験学習会、化石採集地の整備、空中田植え体験会、猪防護柵の設置などを行った。	
実施日時	平成27年4月～平成28年3月末	
実施場所	財田町全域	
参加者・受益者	財田町民、同好会会員、会員（延人数 200 人）	
役務提供者	同好会会員、まちづくり会員（実人数 17 人） 町外講師（延人数 48 人）	
決算額	収入額 73,663 円	支出額 73,663 円
	内訳 受取交付金 73,663 円	内訳 消耗品費 71,423 円 保険料 2,240 円 円

3 個別事業報告書-4

9

事業名	財田「さくらの郷」計画		
事業内容	塔重山公園、戸川ダム公園を中心に、町内を「さくらの郷」として、市民の憩いの場、人々が訪れたくなるような里にするべく、さくらの害虫防除、草刈り、桜若木の記念植樹、などの管理を行った。		
実施日時	平成27年4月～平成28年3月末		
実施場所	塔重山公園、戸川ダム公園、町内全域		
参加者・受益者	財田町民・まちづくり会員・他町外	(延人数	200 人)
役務提供者	町民ボランティア、町外ボランティア、 まちづくり会員、造園業者、	(実人数 50 人) (延人数 100 人)	
決算額	収入額	209,181 円	支出額 209,181 円
	内訳 受取交付金	209,181 円	内訳 消耗品費 99,230 円 食糧費 5,125 円 通信運搬費 5,740 円 保険料 2,520 円 業務委託費 96,566 円

10

事業名	まちづくり研修会		
事業内容	自治会長研修会と共同し、倉敷市消防防災センターにおいて、模擬体験を通して、防災意識を高めた。		
実施日時	平成27年11月17日(火) 8:00～17:00		
実施場所	倉敷市		
参加者・受益者	自治会長、まちづくり会員	(延人数	62 人)
役務提供者	まちづくり役員、事務局	(実人数 10 人) (延人数 10 人)	
決算額	収入額	0 円	支出額 0 円
	内訳 受取交付金 (交付金)	0 円 0 円	内訳 円 円

11

事業名	「大嘗祭と財田」製本・出版		
事業内容	財田の歴史の中の大嘗祭に於ける資料や文献を編纂し、年月とともに風化させないために、「大嘗祭と財田」の出版をした。		
実施日時	平成27年4月～平成27年12月		
実施場所	財田町公民館 他財田町内外		
参加者・受益者	関係町民、町外関係者	(延人数	700 人)
役務提供者	財田町歴史有識者、写真クラブ会員、 文化財保護協会財田支部会員ほか	(実人数 8 人) (延人数 48 人)	
決算額	収入額	498,960 円	支出額 498,960 円
	内訳 受取交付金	498,960 円	内訳 印刷製本費 498,960 円

3 個別事業報告書- 5

12

事業名	自然保全活動			
事業内容	財田の自然美を守るため、道路のごみ拾いを行い、不法投棄防止啓発看板を作成し、明神地区に設置した。			
実施日時	平成26年4月～平成27年3月末			
実施場所	財田町内			
参加者・受益者	まちづくり会員	(延人数	40人)	
役務提供者	まちづくり会員	(実人数	18人)	
		(延人数	40人)	
決算額	収入額	17,248円	支出額	17,248円
	内訳 受取交付金	17,248円	内訳 消耗品費	17,248円

13

事業名	鉾おどり保存会			
事業内容	謹之丞の功績を、鉾おどりを通して後々まで継承するとともに、財田の町を外に向けてPRすることで、地域の活性化を図る。そのために謹之丞まつり、市労連主催行事、水口祭、水辺の納涼祭、財田町文化祭・芸能祭、みんなの集い、マリンウェーブフェスティバルなどに参加し、花を添えた。また、今年度は結成30周年を迎え、記念誌を発行した。			
実施日時	平成27年4月～平成28年3月末			
実施場所	財田町公民館、市内外の各地			
参加者・受益者	保存会会員	(延人数	171 人)	
役務提供者	保存会会員	(実人数	32 人)	
		(延人数	171 人)	
決算額	収入額	400,680 円	支出額	400,680 円
	内訳	受取交付金 400,680 円	内訳	印刷製本費 400,680 円 円

14

事業名	財田のむかし話絵本づくり		
事業内容	昨年の絵本製作に続き、第2弾として、「へんろ湊のたぬき」、「なまず塚」の2話について、絵本製作のため、資料集めなどの準備を行った。		
実施日時	平成27年11月～平成28年3月末		
実施場所	公民館会議室、和光中学校		
参加者・受益者	まちづくり会員、町民		(延人数 40 人)
役務提供者	まちづくり会員、町民、ちぎり絵クラブ 香大生		(実人数 10 人) (延人数 40 人)
決算額	収入額	18,303 円	支出額 18,303 円
	内訳 受取交付金	18,303 円	内訳 消耗品費 18,303 円 円 円

3 個別事業報告書-6

15

事業名	財田町の史跡・名所を絵手紙で伝えよう	
事業内容	三豊市立和光中学校の2年生が、町の史跡や名所を巡り、その魅力を伝える為に、同好会などから技術を学び、絵はがきを作成した。	
実施日時	平成28年1月～平成28年3月末	
実施場所	三豊市立和光中学校	
参加者・受益者	生徒、教諭、会員、	(延人数 60 人)
役務提供者	会員、講師	(実人数 10 人) (延人数 30 人)
決算額	収入額 102,658 円	支出額 102,658 円
	内訳 受取交付金 102,658 円	内訳 消耗品費 12,478 円 印刷製本費 85,500 円 通信運搬費 4,680 円

16

事業名	新小学校通学路環境整備	
事業内容	平成28年4月から新小学校が開校されるにあたり、学校通学路として予定されている道路周辺が荒廃しており、獣害が懸念されるため、草刈りなどの環境整備をおこなった。	
実施日時	平成28年2月28日(日) 9:00～	
実施場所	財田中地区からの新小学校への進入路周辺	
参加者・受益者	地区PTA、会員、ほかボランティア	(延人数 40 人)
役務提供者	地区PTA、会員、ほかボランティア	(実人数 40 人) (延人数 40 人)
決算額	収入額 218,624 円	支出額 218,624 円
	内訳 受取交付金 218,624 円	内訳 消耗品費 3,600 円 食糧費 4,816 円 通信運搬費 3,608 円 保険料 1,400 円 業務委託費 205,200 円

17

事業名	三豊市に「三豊市立自然史博物館」の設置を切望する会	
事業内容	財田町に「市立自然史博物館」の設置及び三豊市による博物館の運用を要望するために、倉敷市自然史博物館にて研修を行い、同学芸員から講習を受けた。	
実施日時	平成28年3月12日(土) 7:15～16:00	
実施場所	倉敷市自然史博物館	
参加者・受益者	まちづくり会員 他	(延人数 9 人)
役務提供者	まちづくり会員 他	(実人数 9 人) (延人数 9 人)
決算額	収入額 29,518 円	支出額 29,518 円
	内訳 受取交付金 29,518 円	内訳 諸謝金 3,128 円 旅費交通費 26,390 円

3 個別事業報告書- 7

18

事業名	わたしにもできる！救命処置入門講座	
事業内容	高齢化が進み、身近なところでの初期の対応が求められる中で、いざという時にあわてずに、出来るだけの確な対応ができるようなスキルを身に付ける為に、にこにこ元気部会が主催して、香川大学医学部の中村 准教授を招聘し、「わたしにもできる！ 救命処置入門講座」の講演を行った。	
実施日時	平成27年7月11日（土）	
実施場所	財田町公民館	
参加者・受益者	会員、市民（延人数 24 人）	
役 務 提 供 者	会員、講師（実人数 10 人）	
	にこにこ元気部会（延人数 10 人）	
決 算 額	収入額	0 円
	支出額	0 円
	内訳 受取交付金	0 円
	内訳	円 円 円

4 総会、理事会等の開催状況 1

会 議 名	第 1 回理事会		
開 催 日 時	平成27年4月7日 (火) 19時00分 ~ 20時20分	出席状況	1 2 人
審 議 及 び 議 決 内 容	役員改選について審議した。		

会 議 名	第 2 回理事会		
開 催 日 時	平成27年4月20日 (月) 19時30分 ~ 20時50分	出席状況	1 2 人
審 議 及 び 議 決 内 容	平成 2 5 年度事業報告・決算報告・監査報告、及び平成 2 6 年度事業計画 (案) ・収支予算 (案) について審議し、原案通り議決された。		

会 議 名	平成 2 7 年度通常総会		
開 催 日 時	平成27年4月22日 (水) 19時30分 ~ 20時30分	出席状況	4 6 人 (委任状含む)
審 議 及 び 議 決 内 容	平成 2 6 年度事業報告・決算報告・監査報告、及び平成 2 7 年度事業計画 (案) ・収支予算 (案) について審議し、原案通り議決された。		

会 議 名	第 3 回理事会		
開 催 日 時	平成27年5月19日 (火) 19時30分 ~ 21時00分	出席状況	1 4 人
審 議 及 び 議 決 内 容	・放課後児童クラブの指定管理者制度について審議し、1 1 月までの課題とすると決議した。 ・自然観察同好会の追加提案書について審議し、採択された。 ・広報部以外に、4 つの部会が設立された。		

会 議 名	第 4 回理事会		
開 催 日 時	平成27年6月23日 (火) 19時30分 ~ 21時00分	出席状況	1 6 人
審 議 及 び 議 決 内 容	放課後児童クラブの指定管理者制度について、受託しないと決議する。財田「さくらの郷」計画の草刈りについて、詳細を決める。		

会 議 名	第 5 回理事会		
開 催 日 時	平成27年7月21日 (火) 19時30分 ~ 21時25分	出席状況	1 7 人
審 議 及 び 議 決 内 容	・自然史博物館の設立を切望する会の活動提案書の審議。 提案者が説明を行い、退席した後採否を審議し、採択を決議した。		

4 総会、理事会等の開催状況 2

会 議 名	第 6 回理事会		
開 催 日 時	平成27年9月16日 (水) 19時00分 ~ 21時00分	出席状況	14人
審 議 及 び 議 決 内 容	危機管理課により、三豊市震災対策訓練衣についての説明。 各部会の活動について にこにこ元気部会で、桂こけ枝 独演会を行う。 ふれあい交流部会で、「ヤツラがやってきた」公演を行う。 自治会長研修に共催参加する。		

会 議 名	第 7 回理事会		
開 催 日 時	平成27年10月30日 (金) 19時00分 ~ 20時45分	出席状況	15人
審 議 及 び 議 決 内 容	・活動提案書の審議 農業を考える会、財田のむかし話伝承の会、 どちらも了承される。		

会 議 名	第 8 回理事会		
開 催 日 時	平成28年1月15日 (金) 19時00分 ~ 20時55分	出席状況	15人
審 議 及 び 議 決 内 容	・活動提案書の審議 暮らしの便利帳（財田町編）の提案を審議した。採択するが、 平成28年度の事業とする。と決議した。 財田の史跡名所を絵手紙で伝えよう。の提案を審議し、平成27年度の 追加事業として採択された。		

会 議 名	第 9 回理事会		
開 催 日 時	平成28年2月10日 (水) 19時00分 ~ 20時30分	出席状況	14人
審 議 及 び 議 決 内 容	・活動提案書の審議 No,51 ~ No,53 までの3件の提案書を審議し、 3件とも採択した。		

会 議 名	第 10 回理事会		
開 催 日 時	平成28年3月17日 (木) 19時00分 ~ 20時00分	出席状況	13人
審 議 及 び 議 決 内 容	・活動提案書の審議 No,54 ~ No,58 までの5件の提案書を審議し、 5件とも採択した。		

監查報告書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

理事長 秋山 秀和 様

平成27年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日まで）の事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動決算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

平成 28 年 4 月 18 日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

監事 前田 昭文 

三 順 原 管 監事

この写しは、決算監査報告書の原本と相違ありません。

平成 28 年 4 月 26 日

団体又は法人の所在地

〒769-0401 三豊市財田町財田上2171-1

団体又は法人の名称

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

代表者の氏名

理事長 秋山 秀和



決 算 報 告 書

第 4 期

自 平成27年 4月 1日

至 平成28年 3月31日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

香川県三豊市財田町財田上 2 1 7 1 番地 1

貸借対照表

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田
全事業所

[税込] (単位：円)
平成28年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受交付金	1,193,439
普通 預金	1,199,927	預り金(源泉所得税)	5,550
現金・預金 計	1,199,927	流動負債 計	1,198,989
流動資産合計	1,199,927	負債合計	1,198,989
【固定資産】		正 味 財 産 の 部	
(有形固定資産)		【正味財産】	
構 築 物	666,120	前期繰越正味財産額	1,107,546
機械及び装置	113,381	当期正味財産増減額	△225,860
什器 備品	101,247	正味財産 計	881,686
有形固定資産 計	880,748	正味財産合計	881,686
固定資産合計	880,748		
資産合計	2,080,675	負債及び正味財産合計	2,080,675

財 産 目 録

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田
全事業所

[税込] (単位：円)
平成28年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

普通 預金

1,199,927

現金・預金 計

1,199,927

流動資産合計

1,199,927

【固定資産】

(有形固定資産)

構 築 物

666,120

機械及び装置

113,381

什器 備品

101,247

有形固定資産 計

880,748

固定資産合計

880,748

資産の部 合計

2,080,675

《負債の部》

【流動負債】

前受交付金

1,193,439

預り金 (源泉所得税)

5,550

流動負債 計

1,198,989

負債の部 合計

1,198,989

正味財産

881,686

活 動 計 算 書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取交付金 9,238,561

【その他収益】

受取 利息 358

経常収益 計 9,238,919

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計 0

(その他経費)

業務委託費(事業) 1,037,366

諸 謝 金(事業) 129,698

印刷製本費(事業) 1,115,928

会 議 費(事業) 3,570

旅費交通費(事業) 220,070

通信運搬費(事業) 14,028

消耗品 費(事業) 260,163

食 糧 費(事業) 26,117

修 繕 費(事業) 345,600

地代 家賃(事業) 10,800

保 険 料(事業) 6,160

支払助成金 170,000

その他経費計 3,339,500

事業費 計 3,339,500

【管理費】

(人件費)

給料 手当 4,232,822

役員議事報償費 339,076

アルバイト給料 10,170

法定福利費 664,324

人件費計 5,246,392

(その他経費)

印刷製本費 56,163

会 議 費 16,856

旅費交通費 4,544

車両燃料費 18,641

通信運搬費 213,949

消耗品 費 119,906

水道光熱費 81,000

減価償却費 226,218

保 険 料 55,930

リース 料 85,680

その他経費計 878,887

管理費 計 6,125,279

経常費用 計 9,464,779

活 動 計 算 書

[税込] (単位：円)

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日

当期経常増減額	△225,860
【経常外収益】	
経常外収益 計	0
【経常外費用】	
経常外費用 計	0
税引前当期正味財産増減額	<u>△225,860</u>
当期正味財産増減額	△225,860
前期繰越正味財産額	<u>1,107,546</u>
次期繰越正味財産額	<u>881,686</u>

特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田
全事業所

[税込] (単位: 円)

自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取交付金 9,238,561

【その他収益】

受取 利息 358

経常収益 計

9,238,919

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計 0

(その他経費)

業務委託費(事業) 1,037,366

諸 謝 金(事業) 129,698

印刷製本費(事業) 1,115,928

会 議 費(事業) 3,570

旅費交通費(事業) 220,070

通信運搬費(事業) 14,028

消耗品 費(事業) 260,163

食 糧 費(事業) 26,117

修 繕 費(事業) 345,600

地代 家賃(事業) 10,800

保 険 料(事業) 6,160

支払助成金 170,000

その他経費計 3,339,500

事業費 計

3,339,500

【管理費】

(人件費)

給料 手当 4,232,822

役員議事報償費 339,076

アルバイト給料 10,170

法定福利費 664,324

人件費計 5,246,392

(その他経費)

印刷製本費 56,163

会 議 費 16,856

旅費交通費 4,544

車両燃料費 18,641

通信運搬費 213,949

消耗品 費 119,906

水道光熱費 81,000

減価償却費 226,218

保 険 料 55,930

リース 料 85,680

その他経費計 878,887

管理費 計

6,125,279

経常費用 計

9,464,779

特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田
全事業所

[税込] (単位: 円)

自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日

当期経常増減額	△225,860
【経常外収益】	
経常外収益 計	0
【経常外費用】	
経常外費用 計	0
税引前当期正味財産増減額	<u>△225,860</u>
当期正味財産増減額	<u>△225,860</u>
前期繰越正味財産額	<u>1,107,546</u>
次期繰越正味財産額	<u>881,686</u>

全役員名簿

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

団体又は法人の名称

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

役名	氏名	〒	住所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	秋山 秀和	769-0402	三豊市財田町財田中3547-5	平成27年4月1日～平成28年3月31日	無
副理事長	鈴木 朝則	769-0401	三豊市財田町財田上1943	平成27年4月1日～平成28年3月31日	無
副理事長	近藤 美代子	769-0402	三豊市財田町財田中1622-2	平成27年4月1日～平成28年3月31日	無
理事	伊藤 勝	769-0401	三豊市財田町財田上5236-1	平成27年4月1日～平成28年3月31日	無
理事	川崎 保彦	769-0402	三豊市財田町財田中4124	平成27年4月1日～平成28年3月31日	無
理事	白川 洋二	769-0401	三豊市財田町財田上6738-1	平成27年4月1日～平成28年3月31日	無
理事	谷 邦男	769-0401	三豊市財田町財田上1740-1	平成27年4月1日～平成28年3月31日	無
理事	中原 優季	769-0401	三豊市財田町財田上245	平成27年4月1日～平成28年3月31日	無
理事	秋山 勇	769-0401	三豊市財田町財田上165-3	平成27年4月1日～平成27年4月22日	無
理事	小野 詔子	769-0402	三豊市財田町財田中302-1	平成27年4月1日～平成27年4月22日	無
理事	久保 義博	769-0401	三豊市財田町財田上7315-6	平成27年4月1日～平成27年4月22日	無
理事	香川 光友	769-0401	三豊市財田町財田上501-1	平成27年4月22日～平成28年3月31日	無
理事	重信 厚	769-0401	三豊市財田町財田上7043	平成27年4月22日～平成28年3月31日	無
理事	中嶋 智子	769-0401	三豊市財田町財田上1590	平成27年4月22日～平成28年3月31日	無
監事	菅原 順三	769-0401	三豊市財田町財田上3882	平成27年4月1日～平成28年3月31日	無
監事	前田 昭文	769-0402	三豊市財田町財田中531	平成27年4月1日～平成28年3月31日	無



特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市財田町財田上 2171 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい財田町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人、団体又は法人

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 除名されたとき。

(3) 本人が死亡したとき。

(4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事3人以上13人以内

(2) 監事2人以上

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
理事長及び副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。

補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

前3項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあつては理事会又は総会の議決により、監事にあつては総会の議決により、これを解任することができる。
この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第18条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1を超えてはならない。

役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。

事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。

事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 理事の選任又は解任
- (7) 監事の選任又は解任
- (8) 理事及び監事の職務及び報酬
- (9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 一般会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号に規定するときを除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求め一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、一般会員総数の2分の1以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の2分の1以上の同

意があるときは、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
- 4 前 2 項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 一般会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者があるときは、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 2 分の 1 以上の同意があったときは、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
- 4 前 2 項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるこ

ができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)

予算 第52条 この法人が解散（前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。）をしたとき
に
残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の
過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

する (合併)

議 第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の4分の3以上
の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第54条 この法人の活動区域は、香川県三豊市財田町内とする。ただし、理事会の議決を
経た活動については、この限りではない。

し、

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

分の3

第11章 雑則

とい (雑則)

第56条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定め
る。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	秋山 秀和
副理事長	近藤 美代子
副理事長	鈴木 朝則
理事	秋山 勇
理事	伊藤 勝
理事	小野 詔子
理事	川崎 保彦
理事	久保 義博
理事	白川 洋二
理事	谷 邦男
理事	中原 優季
監事	菅原 順三
監事	前田 昭文

上の承

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条の規定に関わらず、成立の日から平成 27 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

